

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例

(昭和26年11月15日条例第14号)

改正 昭和31年10月12日条例第15号

昭和50年3月31日条例第14号

平成3年7月1日条例第36号

平成18年3月24日条例第8号

平成23年3月16日条例第7号抄

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条其他法令の規定により、区議会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。)、区長、選挙管理委員会及び監査委員の行う審査又は調査のためその招請により出頭する選挙人その他の関係者又は参考人若しくは公聴会に参加する者に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。

(旅費)

第2条 前条の規定により出頭した者又は参加した者に対しては旅費を支給する。但し、区から給料を受ける職にある者には、これを支給しない。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、足立区職員の旅費に関する条例(昭和50年足立区条例第14号)の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。

3 前項に定める旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

(実費弁償)

第3条 前条に定めるものの外必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要なことは区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和26年11月10日から適用する。

附 則(昭和31年10月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

付 則(昭和50年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(平成3年7月1日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月24日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月16日条例第7号抄)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。